

第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画【概要版】※下線部は前期計画から変更したもの

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症は「やめたくてもやめられない」状態であり、本人及びその家族の日常・社会生活に影響が生じるだけでなく、多重債務や犯罪等深刻な事態が生じる場合がある。
- 令和3年3月に静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、ギャンブル等依存症の発症、進行、予再発の各段階に応じた予防対策を講じてきた。
- これまでの取組から明らかになった課題や、2022年3月に改訂された国の基本計画を踏まえ、第2期静岡県ギャンブル等依存症対策基本計画を策定する。

2 計画の位置づけ・計画期間

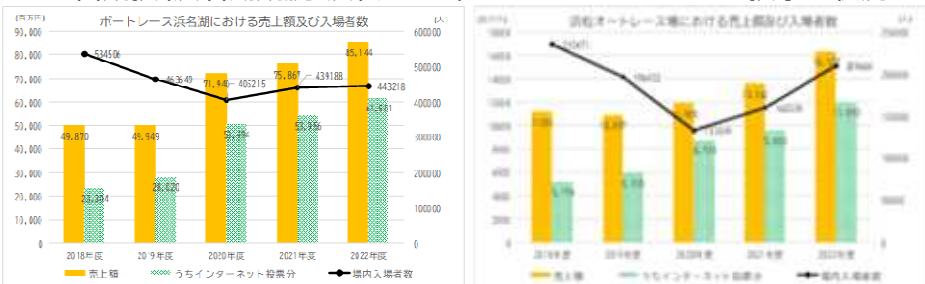
- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画
- 令和6年～令和8年(3年間)

II ギャンブル等をめぐる状況

1 国ギャンブル等依存症対策推進基本計画の改定

社会状況の変化	生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加	自治体における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、依存症対策の体制整備が全国的に進展
今後の取組の方向性	社会状況の変化を踏まえ、インターネット投票における依存症対策の充実	依存症対策の更なる発展のため、関係機関の連携の強化を進め、包括的な支援の実現

2 公営競技(浜名湖競艇・浜松オート)におけるインターネット投票の状況



3 ギャンブル等依存に関する課題感

◆昨年度の【静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会】での主な意見

- インターネット投票の普及による影響
⇒低年齢化、賭け金額の高額化 ※目に見えない者への啓発に苦慮
⇒より安易に賭け事ができる環境(スマホで決済まで完結できる)
- オンラインカジノ…ギャンブルの入口として若者が利用しやすい環境
- 消費相談ではデジタル関係(課金)の相談が増えている
⇒低年齢からの消費者教育が重要(SNSによる啓発等)
- デジタル化の進行により、実感が薄くなることでトラブル(被害)が大きくなる

◆その他、診療・相談等を通じての課題感

- 本人にギャンブル依存の認識(病識)がない⇒相談・治療につながりにくい
- ゲーム、ネットへの依存に関して、保護者からの相談が増加している傾向
- 消費者相談ではデジタル関係(課金)の相談が増加している

※オンラインゲームの依存性

オンライン	チームで参加⇒やめられない 飽きさせない工夫⇒終わりが無い
課金(ガチャ)	金銭的な影響が大きい ※子ども…浪費している認識が薄い
ランキング	現実世界では得られにくい達成感・自己肯定感を満たしやすい

III 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。
- ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。
- 医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図る。

2 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

IV 施策体系(重点目標を対策ごと細分化)

段階	施策の方向性	基本的施策・主な取組	主な活動指標	現状(R4)	目標値
発症予防	正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	【正しい知識の普及啓発、教育の振興等】 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 ・ 児童生徒に対する『コントロール障害』の理解促進	県民向け依存症フォーラム等の開催	年1回	毎年度年1回
		【不適切なギャンブル等への誘引防止】 ・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告宣伝	教職員向け研修の開催回数	年1回	毎年度年1回
		【こころの健康づくり】 ・ 学校、職場、地域等でのメンタルヘルス対策の推進	ゲートキーパーの養成	64,605人	86,000人(2027年)
		【ゲーム障害、ネット依存の啓発】 ・ 教育関係者、一般県民に対する理解促進	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ開催	年6回	毎年度継続実施
進行予防	誰もが相談できる相談場所と必要な支援につながる連携体制づくり 医療の充実と連携の促進	【相談支援の充実】 ・相談支援体制の充実と本人・家族への支援 ・相談支援者の育成 ・消費生活相談における適切な対応	精神保健福祉センター主催の相談会実施回数	年58回	毎年度年60回
		【ギャンブル等依存症に係る医療の充実】 ・医療従事者養成 ・医療連携の推進	医療従事者向け研修の受講者数	83人	R6～8年累計240人
再発予防	ギャンブル等依存症である者が円滑に回復・社会復帰するための体制づくり	【社会復帰の支援】 ・自助グループと連携した回復支援 【民間団体の活動に対する支援】 ・自助グループが担う役割の周知、活動支援	リハビリミーティングの実施	年36回	毎年度年36回
関連問題への対応	関連する諸問題に対応する機関の連携	【多重債務問題への取組】 ・ 消費生活センターなど相談機関での対応強化	依存症者家族向け講演会の開催	年1回	毎年度年1回
		【違法なギャンブル等の取締りの強化】 ・違法ギャンブル等に対する取締り	消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数	年296人	毎年度300人
		【クロスアクションの理解促進】 ・ 依存症支援者研修等での周知	依存症支援者向け研修の実施回数	年1回	毎年度年1回
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究	【依存症対策の体制整備】 ・包括的な連携体制の構築 【人材の確保】【調査研究の活用】 ・依存症相談指導者研修(国実施)への参加	連絡協議会の開催回数	年1回	毎年度年1回
			-	-	-

V 推進体制等

- **関連施策との有機的な連携**
静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携
- **推進体制**
庁内関係課室等と相互連絡・調整を行い、本計画の取組を推進
- **進行管理**
国の実態調査の結果を踏まえて、計画の有効な指標を設定 必要に応じた計画の見直し